

令和 年 月 日

中部運輸局長 殿
愛知運輸支局長

一般貨物自動車運送事業の
(特別積合せ貨物運送を除く)

- ☐ 事業計画変更認可申請書
☐ 事業計画変更届出書
☐ 施行規則に基づく届出書

変更・届出事項

- | | |
|--|--------------------------------------|
| ☐ ①主たる事務所 | ☐ ⑧利用運送の業務の範囲 |
| ☐ ②営業所 | ☐ ⑨利用運送の保管施設 |
| ☐ ③休憩・睡眠施設 | ☐ ⑩利用する事業者の概要 |
| ☐ ④自動車車庫 | ☐ ⑪事業の休止 |
| ☐ ⑤各営業所に配置する事業用自動車の
種別ごとの数 | ☐ ⑫事業の廃止 |
| ☐ ⑥利用運送を行うかどうかの別 | ☐ ⑬氏名・名称又は住所 |
| ☐ ⑦利用運送の営業所 | ☐ ⑭役員 |
| | ☐ ⑮その他 |

(変更・届出の理由)

住 所 (〒)

(フリガナ)

申請者

代表者 (役職)

(氏名)

電話番号

代理人

住 所 (〒)

連絡先 (申請者 ・ 代理人 の別)

(担当者氏名)

(電話番号)

(Fax番号)

(メールアドレス)

印

印

(官庁使用欄)

受付

(運輸局)

(支局)

1.各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

所属営業所	新					旧				
	普通	小型	牽引	被牽引	計	普通	小型	牽引	被牽引	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合計										

所属営業所	新					旧				
	宮型	洋型	バン型	バス型	計	宮型	洋型	バン型	バス型	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合計										

2.変更する自動車の明細

所属営業所	増・減車の別	内訳	車名	年式	最大積載量	車両の形状	登録番号又は車台番号
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		

※内訳には、普通自動車にあっては普通・小型・牽引・非牽引の別、霊きゆう自動車にあっては宮型・洋型・バン型・バス型の別を記載すること

3.増減車予定日

令和 年 月 日から実施する。

4.自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後の車庫必要面積

(1)自動車車庫の位置及び収容能力

所属営業所名【 】営業所

	位置	収容能力 (X)
第1車庫		m ²
第2車庫		m ²
第3車庫		m ²
第4車庫		m ²

(2)車庫別収容車両明細

普通自動車

	配置車両及び所要面積						Y / X × 100 (%)
	普通	小型	牽引	被牽引	計 (Y)		
第1車庫	38 m ² × 両	11 m ² × 両	27 m ² × 両	36 m ² × 両	m ²		%
第2車庫	38 m ² × 両	11 m ² × 両	27 m ² × 両	36 m ² × 両	m ²		%
第3車庫	38 m ² × 両	11 m ² × 両	27 m ² × 両	36 m ² × 両	m ²		%
第4車庫	38 m ² × 両	11 m ² × 両	27 m ² × 両	36 m ² × 両	m ²		%

軽きゆう自動車

	配置車両及び所要面積					Y / X × 100 (%)
	宮型	洋型	バン型	バス型	計 (Y)	
第1車庫	14 m ² × 両	14 m ² × 両	13 m ² × 両	20 m ² × 両	m ²	%
第2車庫	14 m ² × 両	14 m ² × 両	13 m ² × 両	20 m ² × 両	m ²	%
第3車庫	14 m ² × 両	14 m ² × 両	13 m ² × 両	20 m ² × 両	m ²	%
第4車庫	14 m ² × 両	14 m ² × 両	13 m ² × 両	20 m ² × 両	m ²	%

※各種別の1台あたりの所要面積は参考値です。

※車庫の面積に余裕がない場合は、車両明細書及び車両配置図を添付して下さい。

愛知運輸支局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1

貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。

☐ はい

☐ いいえ
- 2

変更に係る営業所における行政処分 of 累積違反点数が12点以上である。

☐ はい

☐ いいえ
- 3

変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。

☐ はい

☐ いいえ
- 4

変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10両以下であるときを除く。)

☐ はい

☐ いいえ

項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点 の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 又 は 名 称 _____

代 表 者 _____

印